

2019文議第767号
令和元年11月19日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (7件)	第27号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第28号	消費税率5%への引き下げを求める請願
	第29号 第30号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第31号	日米地位協定の見直しを求める請願
	第32号	「文の京」自治基本条例の見直しを求める請願
	第33号	職員行動指針「チーム文京スピリット」の見直しを求める請願
建設 (5件)	第34号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第35号	文京区内で建築物を建設する事業者にその責務として「文京区都市マスタープラン」の趣旨を周知徹底することを求める請願
	第36号	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を明記した、文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
	第37号	緑化に関して高い目標と厳しい基準を設け、緑化対策を強化することを求める請願
	第38号	文の京の価値を上げるまちづくり条例策定のための請願
議会運営 (1件)	第39号	区議会の委員会等において請願者自らが請願の趣旨説明や意見陳述をできるような仕組みや制度を整えることを求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第27号
件 名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後楽園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

ギャンブル施設を含むIR建設に、各地で「ギャンブル施設からの税収増は反対」の声が上がっています。

2017年9月の厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。

さらにそのまわりで精神・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場(後楽園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第28号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

2019年10月、安倍政権は消費税率10%への増税を強行しました。しかし、実質賃金の低下や低迷する消費動向など、景気悪化が鮮明になる中での消費税率引き上げは過去にありません。

そもそも消費税率を8%にしたことで景気が悪化しました。消費税の増収分をすべて国民に返し、さらなる経済対策を考えるくらい景気悪化を心配するのなら、消費税率を5%に引き下げるべきです。消費税減税こそ、最も有効な景気対策です。

消費税は所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、きわめて不公平な税制です。「社会保障のため」と言いながら「全世代型」の名で国民への負担増が画策されていることも見過ごせません。

財源は、450兆円近い内部留保を蓄え、巨大なもうけをあげる大企業や、株で大儲けしている富裕層に応分の負担を求めることで生み出せます。また、米国製兵器の「爆買い」や、不要不急の大型公共工事に充てられる予算を子育てや教育、社会保障、災害復旧など、暮らしを支えるために使えば、格差と貧困の是正にもつながります。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%へ引き下げることを国に求めてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年 11 月 15 日 第 29 号・30 号
件 名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続に ついて意見書の提出に関する請願
請 願 者	29 号 文京区本駒込一丁目 2 番 5 号 ルネ文京白山 一般社団法人 本郷青色申告会 会 長 松 本 正
	30 号 文京区小日向一丁目 1 番 8 号 藤和小日向ホームズ 101 号 一般社団法人 小石川青色申告会 会 長 赤 司 幸 勇
紹 介 議 員	松 平 雄一郎 上 田 ゆ き こ 浅 田 保 雄 たかはま なおき 松 丸 昌 史 山 本 一 仁 板 倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に続き、世界規模の経済状況の悪化により危機的かつ深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機にさらされている。

このような社会経済環境の中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族を含めてその生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、税や社会保障費などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係る、これらの軽減措置について、令和2年度以後も継続されるよう」、東京都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

請願事項

「固定資産税及び都市計画税に係る次の軽減措置について、令和2年度以後も継続されるよう」、東京都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和2年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和2年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和2年度以後も継続すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第31号
件 名	日米地位協定の見直しを求める請願
請 願 者	秦野市鶴巻南四丁目8番C-306号 文京平和委員会 代表 川田正美
紹介議員	沢田けいじ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

2018年7月27日、全国知事会は「米軍基地負担に関する提言」を発表しました。

全国知事会は、6回にわたる「米軍基地負担に関する研究会」を経て、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、米軍基地負担の現状と負担軽減及び日米地位協定をテーマに、資料に基づき意見交換を行い、その結果、現状や改善すべき課題を確認しました。

米軍基地は、防衛に関する事項であることは十分認識しつつも、各自治体住民の生活に直結する重要な問題であることから、何よりも国民の理解が必要です。よって国に対して、国民の生命・財産や領土・領海等を守る立場からも、以下の事項について、積極的に取り組まれるよう提言しています。

記

- 1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること
- 3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること
また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること

以上の通り提言は、全国知事会の米軍基地に関する共通認識を確認し、4項目の具体的改善を提案するもので、東京都を含む全都道府県知事が基地所在の有無にかかわらず米軍基地問題に真摯に取り組んだ結果です。

私たちは、日本政府が上記知事会の提言を重く受けとめ、その正当な改善要求に誠実に対応し、その実現を図ることが喫緊の課題と考えます。

区議会におかれては、私たちのこのような請願理由にご賛同いただき、下記請願を採択され、政府並びに関係省庁に対して要望書を提出していただけるよう要請いたします。

請願事項

- 1 全国知事会の提言に基づく上記改善4項目の実現を国に求めること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第32号
件名	「文の京」自治基本条例の見直しを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

「文の京」自治基本条例（以下、「同条例」といいます。）は、平成 17 年 4 月 1 日に施行され、「条例の見直し」規定が盛り込まれていないこともあり、改正されたのは 1 度だけで、その後 10 年以上改正されていません。

子どもや高齢者も含めて全世代の区民にわかりやすく説明する「逐次解説」を加えるなど、区民の理解を深める工夫もしながら、同条例の理念を一步も二歩も進め、区民がさらに誇れる理念条例にして頂きたく、貴議会に以下の請願を致します。

請願事項

- 1 「文の京」自治基本条例について、現在の区を取り巻く社会・経済・文化構造の激変に適応した内容になっているか、ひとつひとつ再確認するとともに、全国各自治体の自治基本条例及びそれに準じた基本条例を参考に、文京区にふさわしい形で取り入れられるものがあれば取り入れ、さらによりよい自治基本条例とすべく見直しを検討するよう区に働きかけてください。
- 2 「文の京」自治基本条例を見直すに当たっては、「見直し規定」を盛り込むとともに、子どもや高齢者も含めて全世代の区民にわかりやすく説明する「逐次解説」を加えるべく検討するよう区に働きかけてください。

（理由補足）

※現在の区政上の重要なキーワードとして、「多様性(Diversity)」や「多様性」を受け入れる「受容性(Inclusion)」「包摂性(Inclusiveness)」がありますが、現在の自治基本条例では「多様な取組」という文言があるに過ぎず、「多様性」や「受容性」「包摂性」という文言が含まれていません。

※現在の自治基本条例では、2015 年の国連サミットで採択された「SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)」の 17 の目標の理念が十分に反映されておらず、「レジリエントシティ」(=自然災害を含めた危機や困難を乗り越える復元力を備えたまちづくり)に関する理念も盛り込まれていません。(注) SDGs の文言やその内容をそのまま盛り込むよう求めているものではなく、あくまでその目標や理念を咀嚼して、文京区に相応しい形で反映する必要があると考えています。

※現在の自治基本条例は、住民自治の原則として「協働・協治」を打ち出していますが、区民ニーズの多様化と高度化、社会・経済構造の複雑化、従来の想定を遥かに超える自然災害に対応するためには「協働」だけでは十分とは言えず、「協創(地域社会の公共的な課題の解決を図るために一緒に考え、有効な施策を一緒に創り上げていくこと)」や「協心戮力(全員の力を結集し、一致協力して物事に当たること)」の理念も欠かせなくなっていると考えます。

※現在の条例をつくる際には、当時の杉並区自治基本条例など 14 自治体の先行事例を研究した経緯(区民憲章区民会議参考資料 8)がありますが、文京区が平成 17 年に施行した後、340 以上の自治体で新たに自治基本条例等が施行され、これら全てに学ぶことができます。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第33号
件 名	職員行動指針「チーム文京スピリット」の見直しを 求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区では今年8月、区職員が平成30年度分の育成室委託契約に係る委託料の未執行を了知したにも関わらず、上司へ報告せずに放置し、結果として当該委託料に係る国の子ども・子育て支援交付金及び東京都の子供・子育て支援交付金の交付が認められず、合計2800万円強の交付金が不交付になり、文京区は当該職員らに対し停職の懲戒処分等を行いました。

文京区には平成21年2月に策定した職員行動指針「チーム文京スピリット」があり、平成26年1月に改定した「文京区職員育成基本方針」の中でも職員として必要な意識と能力、職層ごとに求められる役割と到達すべき目標などに「チーム文京スピリット」の趣旨を反映しているとしており、区民としては、一部の限られた職員とは言え、これらの「指針」や「方針」がありながらこうした事態を招いたことはとても残念でなりません。

これを機に、区職員の職務への動機付けを新たにし、モチベーションをさらに上げるべく、策定から10年余りが経つ「チーム文京スピリット」を見直す必要があると考えます。

そこで、区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 「チーム文京スピリット」について、区を取り巻く社会・経済・文化構造の激変に対応した内容になっているかひとつひとつ再確認するとともに、全国各自治体の職員行動規範や行動指針を参考に、文京区に相応しい形で取り入れられるものがあれば取り入れ、さらに進化した素晴らしい内容に見直す検討をしてください。

(理由補足)

- ※「チーム文京スピリット」の「スピリットⅠ」では、「区の代表として本気で区民と向き合います」と書いてありますが、限られた一部の部署だけかもしれませんが、私の個人的な体験を通じて「本当に本気で向き合っているのだろうか」と思える対応が散見されるようになっていきます。
- ※「チーム文京スピリット」の「アクションⅡ」では「区民の期待を超えたサービスを生み出すために、従来の手法や考え方にとらわれず、新しい試みにも意欲的に取り組んでいきます」と書いてありますが、限られた一部の部署だけかもしれませんが、私の個人的な体験を通じて、区民の期待を超えるどころか、従来の手法や考え方に固執し、新しい試みを徹底的に否定し、排除しようとするかのような対応まで見られるようになっていきます。
- ※この10年近くの間、区を取り巻く社会・経済・産業構造は激変しており、「区民が思い描く職員のあるべき行動」「新しい時代に求められる職員像」も大きく変わっています。
- ※「レジリエント・シティ」（自然災害を含めた危機や困難を乗り越える復元力を備えたまちづくり）の実現、子育てに優しく安心して子供の成長を託せる文京区の実現に向け、新時代に相応しい職員行動指針が欠かせないと思います。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第34号
件 名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外8名
紹介議員	海津敦子 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

本請願は何度も提出されていますが、委員会での審議の状況から見て、建設委員会でのさらなる審議を要すると思います。すなわち、文京区の中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停においては、すでに事業者は計画を確定しており、地元区民の要望を検討したとしても受け入れる余地がなく、紛争に発展したり、一部住民や自治体が事業者と非公開を前提に不透明な取引をすることにより地域コミュニティ内での“不協和音”を誘発したりするケースが少なくありません。あっせん・調停は、件数が少ないとの意見もありますが、あっせん・調停に至る前の相談件数は必ずしも少ないとは限りません。また、のぼり旗などに示されるように紛争は決して減っていないことからすると、あっせん・調停件数の少なさは、現行制度に不十分な点があることの証左ともいえます。結果として、事業者も含め、関係者の誰もが不利益を被る事態となり、魅力溢れるまちづくりが困難になるばかりか、区全体の発展にも悪影響を及ぼすと懸念せざるを得ません。

現に、文京区で起こった紛争において、事業者が敗訴する（最高裁決定により確定）判決が下される例もあるなど、問題は深刻であることを認識する必要があります。

文京区がうたう「協働・協治」の精神に則って、地元地域の事情や特性に配慮、合致したまちづくりを円滑に進めるためには、現在の文京区の条例・要綱で必ずしも完璧かつ完全とは言い切れないと思います。全国各地の自治体の成功事例も増え、文京区の担当部課においてもそれらを詳細に調査・研究してきていることと思いますので、これらの長短を考慮しつつ、文京区にふさわしく、かつ文京区に住むことを誇りに思えるような制度や仕組みづくりに向けて改善の余地があるかどうか調査・研究し、必要性に応じて改善の検討をすることは極めて重要と考えます。

よりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みについては、より具体的には以下のものが考えられます。

- ① 一定規模以上（具体的な規模の調査・研究、検討対象とする）の土地を売却する際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地売却主と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発を強引に進めるような事業者に売却されないようにする仕組み
- ② 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用の大枠を土地取得事業者と区が事前に調整することで、文京区の実情や発展にそぐわない開発構想を立案することがないようにする仕組み
- ③ 一定規模以上（同）の土地を取得した際には、区への届け出により、土地利用構想が固まった段階で、文京区基本構想や文京区都市マスタープラン、「文の京」住宅マスタープラン等との整合性が取れているかどうか、開発事業者と区が事前に調整する仕組み
- ④ 開発事業及び建築計画（延べ面積1万平方メートル以上の計画を含めるかどうかも含め調査・研究、検討対象とする）について、専門家を交えつつ、区と区民と事業者が事前に調整する場を設ける制度や仕組み（保育所等の公共施設の設置を阻害しないもの）
- ⑤ 上記①～④に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、議事録公開といった透明性のある手続き
- ⑥ 上記④と⑤に関連し、事前に調整する場を設ける制度や仕組みにおいて、自治体を事務局とすること

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

請願事項

- 1 「協働・協治」の精神に則り、文京区をだれもが住み続けたい調和のとれたまちにするために、よりよいまちづくりのための新しい制度や仕組みのあり方を話し合える何らかの場を設けることを、全国の他の自治体の先行事例との比較調査・研究を踏まえ、検討するよう文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第35号
件名	文京区内で建築物を建設する事業者にその責務として「文京区都市マスタープラン」の趣旨を周知徹底することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

「文京区都市マスタープラン」(以下、「都市マス」といいます。)によると、「都市マス」は「都市計画法第 18 条の 2 に定められた『市町村の都市計画に関する基本的な方針』として定めるもの」であり、「長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、まちづくりのガイドラインとしての役割を果たす」とされています。

しかしながら、区民の常識的な目線から見て、「都市マス」の趣旨に必ずしも沿っているとは言い難い開発が進む、あるいは「都市マス」と整合性が取れていないと地元区民が反対する計画が持ち上がって紛争になる事例があります。その解決に向けては、単に小冊子でひと言触れただけでは不十分であり、条例や要綱に於いて事業者の責務として明確にしておく必要があると考えます。そこで、区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 「宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」第 3 条の「各事業者の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 2 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第四条の「当事者の責務」の中に、「建築主等は、文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。
- 3 ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第 5 条の「建築主等の責務」の中に、「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を加えてください。

(理由補足)

※「都市マス」があくまで「方針」であって「計画」でないことは、6月13日の令和元年6月定例議会本会議に於いて、区長が「都市マスタープランは、まちの将来像や土地利用・都市施設等の整備方針を定めたまちづくりのガイドラインである」と答弁されているとおりです。

※事業者に対する「都市マス」の周知について文京区は、住環境課で「中高層建築物を建築する前にという分かりやすい小冊子を作っておりまして、その中で文京区都市マスタープランを踏まえるとともにということをご記載してございます」(令和元年9月24日建設委員会での住環境課長答弁)とし、「特に計画地における都市マスタープラン上の記載の内容も説明した上で、そういったまちづくりの方針というのを十分御説明した上で、御理解をいただいている」(同委員会での都市計画課長の答弁)としています。

※しかし、現実としては地元区民が日常生活を犠牲にし、身銭を切りながら事業者に「都市マス」の趣旨を理解してもらおうべく区民自らが奔走しなければならないケースも少なくありません。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第36号
件名	文京区としての「まちづくり」の定義や基本理念を明記した、文京区の総合的な「まちづくり」に資する「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には、昭和 63 年に制定された「文京区まちづくり推進要綱」等がありますが、他の自治体にあるようなまちづくりに関する総合的な基本条例である「まちづくり基本条例」はありません。また、文京区では、条例や要綱等に於いて、文京区としての「まちづくり」の定義付けを明確に定めておらず、文京区としての「まちづくり」の基本理念も明確に打ち出していません。

そこで区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおり請願致します。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を明確にして盛り込み、「まちづくり」の総合的な基本施策を盛り込んだ、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）といった基本条例の制定を検討してください。（なお、同基本条例には以下の項目を整えることを想定しています）
 - ア) 世田谷区の「住環境条例」を参考に、文京区の実情に合わせ、みどり多く閑静で、子育て環境に適した住環境を守るための「文京区版住環境条例」となるような条項を整えてください。
 - イ) 世田谷区の「建築構想の届け出及び調整の仕組み」を参考に、文京区の実情に合わせた「文京区版建築構想の届け出及び調整の仕組み」を整えてください。
 - ウ) 江東区の「マンション建設計画の事前届出等に関する条例」を参考に、文京区の実情に合わせた「文京区版マンション建設計画の事前届出等に関する条例」となるような条項を整えてください。
 - エ) 世田谷区にあるような「区民街づくり協定」を区に於いて登録できる制度を参考に、文京区の実情に合わせて「文京区版区民街づくり協定登録制度」の仕組みを整えてください。
 - オ) 金沢市の「防災まちづくり協定」を参考に、文京区の実情に合わせた「文京区版防災まちづくり協定」を区民と区が結べるような仕組みを整えてください。
 - カ) 川崎市で検討されている「差別のない人権尊重のまちづくり」を参考に、文京区の実情に合わせる形で「あらゆる差別のない人権尊重のまちづくり」の理念を盛り込んでください。
 - キ) 「子育てに優しいまちづくり推進」の理念や子育て支援サービスを安定的に提供できるまちづくり、共に生きるための豊かな心と行動力（共生力）の育成のまちづくり、就学児童の多様な放課後の居場所づくり等に関する仕組みや制度を整えてください。

- ク) 子どもの「知・徳・体」を育むための区民や社会の役割を明確にし、子どもの権利と子供の最善の利益を守り、子どもを虐待から守るためのまちづくりに向けた仕組みを整えてください。
- ケ) 災害に強い都市整備の推進の必要性と重要性を明確に打ち出し、「防災」という観点だけでなく、「減災」「備災」「耐災」「避災」「復災」に強いまちづくりを区民の自主的なまちづくりを通じて実現するための仕組みを整えてください。
- コ) 金沢市にあるような「防災まちづくり協定」を参考にした、「文京区版防災まちづくり協定」を区民と区が結べるような仕組みを整えてください。
- サ) 「文京区版ユニバーサルデザイン推進」のまちづくりのあり方や仕組み、支援策を整えてください。
- シ) 介護予防や地域での支え合い体制づくりの推進、高齢者の居住安定支援、高齢者の見守りと権利擁護、地域共生社会を目指した総合的・包括的な相談支援体制の整備などのまちづくりの仕組みや支援策を整えてください。
- ス) 空き家対策を含めた管理不全建築物等の対策の推進のまちづくりに関する仕組みや支援策を整えてください。

(理由補足)

- ※文京区における「まちづくり」に関する条例や要綱を巡っては、都市計画部住環境課長が文京区議会の建設委員会において、「本区のいわゆるまちづくりに関する条例、要綱は、個別の目的ごとに制定している」(2018年06月19日)、「本区の条例、要綱は、それぞれ目的に沿って個別に制定している」(2018年09月21日)のであり、「文京区といたしましては、紛争予防条例、それから建築物の指導要綱等、そういったまちづくりに関する要綱、条例を総合的に使いまして指導しているところです」(2018年06月19日)と答弁していますが、一方で建築紛争は後を絶たず、建築物の建設を巡る相談件数や紛争件数、斡旋・調停件数が漸減傾向にあると言っても、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」(以下、「中高層条例」といいます。)に基づくものだけであって、「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」(以下、「ワンルーム条例」といいます。)に基づく相談・紛争件数は把握されておらず、両条例対象外の相談・紛争件数も把握されていないなど、「まちづくり基本条例」が必要ないとするエビデンス(あるいは合理的根拠)はないと言わざるを得ません。
- ※事業者が合法・適法に建築物を建設していると言っても、あくまで都市計画法や建築基準法など、ごく一部の法律や条例等に関して合法・適法であるに過ぎず、日本国憲法第十三条で規定する「幸福追求権」やそれを根拠に主張される「環境権」においてまで合法・適法であるとは言えず、それらの権利を守る(あるいは権利侵害を明らかにする)ために、建築紛争は区民に裁判等の苦痛と出費を強いている現状があり、そうした区民の負担を軽減する上でも「まちづくり基本条例」が必要と考えます。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第37号
件名	緑化に関して高い目標と厳しい基準を設け、緑化対策を強化することを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

子どもを望む区民が安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを進め、子どもが「知・徳・体」のバランスの取れた力を育成するためにも、みどり多い環境が極めて重要です。また、都心部にありながらも住宅地としての高い価値を持ち続け、文京区を「誰もが住み続けたい」「誰もが住みたくなる」快適で魅力的なまち、子育てに優しいまちにしていくためには、他の自治体よりも高い目標と厳しい基準を設けて、緑の保全・創出・育成に取り組んでいかなければならないことも論を待ちません。

そこで都内 23 区の先行・先進事例を参考に、子育てに優しい住環境づくり、子どもや青少年の育成に資する緑化を目指して高い目標と厳しい基準を設け、緑化対策を強化するよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に以下の請願を致します。

請願事項



- 1 世田谷区や杉並区の事例などを参考に、文京区に於いても「緑化計画書」一本槍ではなく、民間施設に於いて 200 m²未満の敷地面積で建築計画を行う場合には「緑化計画概要書」（仮称）のようなものを提出する仕組みを整えてください。
- 2 「緑化計画書」提出の対象となる 200 m²以上の民間施設の敷地が細分化されて複数の 200 m²未満の敷地に分筆されてしまう場合でも、分筆後も同一の所有者であるなら「緑化計画書」提出の対象とし、そうでない場合には「緑化計画概要書」（仮称）のようなものを提出する仕組みを整えてください。
- 3 接道緑化については、文京区みどりの保護条例施行規則別表第二（第七条関係）の六において、「接道部の緑化を優先して行うものとする」と単に言葉で促すだけでなく、子どもたちがさらに多くの緑に触れつつ育つよう「接道部の緑化基準」を設けるなど接道緑化にこれまで以上に重点的に取り組んでください。
- 4 子どもたちがもっと身近なみどりを実感できるよう、みどりか実感できるかどうかの指標となる「緑視率」も「緑化の目標」として加え、「緑視率」の低下に歯止めをかける効果的かつ具体的な対策を検討してください。

（理由補足）

※文京区の「緑地の保全と緑化の目標」における「緑の量」については、①緑被率（文京区全体の面積に対する緑で被われた土地の面積の割合）、②一人当たりの公園面積（整備された公園の総面積を文京区の総人口で割った数値）、③身近な公園の面積率（文京区全体の面積に対する住区基幹公園の総面積の割合一人当たりの公園面積）に関して平成 11 年から概ね 20 年後の目標数値を設定したものの、平成 30 年に実施した「第 8 次文京区緑地実態調査報告書」によると、①は目標を上回ったものの、平成元年を下回る水準で、②③とも目標を大きく下回っています。

※「緑被率」が視野外も含めた平面的な緑の量を測る尺度であるのに対し、「緑視率」は立面的に視野内に占める緑の量（人間の視野に近い画角を想定して撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有率から算出される）を対象とし、緑の豊かさを実感する度合いを測るための指標とされています。文京区の「緑視率」は平成 30 年で 14.2%と平成 7 年（15.4%）より低い水準になっています。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第38号
件名	文の京の価値を上げるまちづくり条例策定のための 請願
請願者	  外4名
紹介議員	海津敦子 萬立幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区は文化的な史跡も多く、伝統のある大学や多くの学校ある文教のまちとして「ふみのみやこ」との愛称により他地域から移り住む人々が多い人気の住居地となっています。

しかし、事態を冷静に観察してみると急激な人口増加と開発がもたらした様々な影響が垣間見られます。急激な人口増加に対し、公共サービスを提供する側の整備が追いつかず、その恩恵を受ける人々に様々な悪影響を与えています。その最たる例が公立の小中学校です。

一度は少子化により合併統合し、数を減らした公立の小中学校には多くの生徒が転入してきて、クラス数は年々増えております。教育の質向上のため少人数教育の重要性が叫ばれる中、教育の理想と逆行するような現象です。

文京区は全国的にもいじめと不登校児が多いと統計にも現れています。余裕の無い学校環境の弊害がそれらの一因ともなっていると断言しても過言ではないでしょう。良質な教育環境を求めて住まいを文京区としている区民も多い中、非常に由々しき事態です。

このような問題が起きるのは現状のまちづくりに関する仕組みに地域の事情、住民のニーズを反映する仕組みが一切なく、定められた基準を満たせば許可がおりる定量的な制度であるためです。人口増加による生活への影響を先見的にまちづくりに反映できる、きめ細かく地元のニーズを汲み取る、住民参加型のまちづくり制度を作ることが早急に求められます。

SDGsにも定められた持続可能なまちづくりを可能にするため、「ふみのみやこ」として街の価値を上げるために以下の事項を請願します。

請願事項

- 1 住民参加型の仕組みを取り入れたまちづくり条例を策定して下さい。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年11月15日 第39号
件名	区議会の委員会等において請願者自らが請願の趣旨説明や意見陳述をできるような仕組みや制度を整えることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 文京区において真の「協働・協治」を実現する会 代表 屋和田珠里
紹介議員	沢田けいじ 板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	議会運営委員会

請願理由

文京区議会では、委員会に於いて請願者自らが趣旨説明や意見陳述できる仕組みや制度はありません。文京区議会がかねて丁寧に請願の審議を行ってきていることは理解しているところですが、新たに請願者自らが趣旨説明や意見陳述できるようになれば、一段と開かれた区議会につながるほか、「文の京」自治基本条例の「協働・協治」の理念及び第 23 条の具現化に寄与することは間違いありません。

たとえ 1～3 分程度という短時間であったとしても、請願者が口頭により趣旨説明できれば、文面や行間からだけでは分からない（あるいは伝わりにくい）奥深い背景や思い等も理解でき、請願者の思いを汲み上げることにつながります。

区民からの請願は、区の片隅から発せられる「声」に過ぎないかもしれませんが、区民に寄り添い、「請願」となって表れた「声」をしっかりと汲み取るには、請願者自身による意見陳述や趣旨説明の場を設けて直接聴いて頂き、委員のみなさまに請願者の生の声をしっかりと心に刻んで頂くことが非常に重要であると考えます。

そこで貴議会に対し、以下の請願を致します。

請願事項

- 1 請願者自らが提出した請願について、意見陳述や趣旨説明を希望し、委員会がその必要性を認めた場合には、委員会の場だけでなくそれ以外の場も含め、意見陳述や趣旨説明をできるような制度や仕組み、手続きを整えてください。

(理由補足)

※こうした新たな仕組みや制度を設けることに関しては、既存の参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）することで代替できるとの意見もあるようですが、参考人制度はもともと委員会自らが必要と認めた関係者及び識見者を委員会に招致するものであり、今回の請願は最終的に委員会の承認が必要であるとしても、請願者自らの発意（あるいは希望）に基づいて実施するものであって、既存の参考人制度とは仕組み・制度の考え方が根本的に異なります。

※参考人制度を弾力的に運用（あるいは活用）するとしても所定の手続が必要となり機動性に欠けるとともに、参考人に対して費用弁償の支払が必要となるなど様々な課題があると言わざるを得ません。

※「文の京」自治基本条例では自治の理念として「協働・協治」を掲げ、区議会の責務としては第 23 条に於いて「区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す」と「区民参加と活性化」について定めています。

※日経グローバルが日経リサーチを通じて全国 815 市区議会を対象に行った「市区議会に関するアンケート」（回答率 99.8 %、2018 年 7 月 20 日～9 月 3 日にかけて実施）によると、「請願・陳情者が希望すれば、委員会で直接説明する機会を与えている」と回答したのは 23 区では中央区、港区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、葛飾区、江戸川区の 10 区あり、東京都 25 市では国立市、調布市、町田市など 15 市もあります。